

引っ越しの多くなる季節です

手続きを

お忘れなく

3月は、進学や就職、転勤などで引っ越しが多くなる季節です。住所を変更する場合は、さまざまな手続きが必要になりますので、お近くの窓口で忘れずに手続きをしてください。
なお、月末になると窓口が大変混み合います。早めの手続きをお願いします。



国民年金

■国民年金の手続き（申請）が必要な場合

- ・ 60歳前に退職したとき
- ・ 20歳になったとき
(厚生年金に加入していない人)
- ・ 配偶者の扶養からはずれたとき
(収入の増加や離婚、配偶者の退職など)
- ・ 氏名・住所が変わったとき
(年金受給中の人で届け出が必要な場合)
- ・ 海外に住所を異動する人が引き続き、国民年金に加入を希望するとき
- ・ 海外から国内に住所を異動したとき
- ・ 厚生年金に加入したとき

■その他

- ・ 手続き（申請）が遅れると年金の受給に影響する場合があります
- ・ 経済的な理由から保険料を納めることが困難な場合は、申請により保険料が免除される制度がありますので、ご相談ください



●問い合わせ

市民課市民年金室 ☎53-2111 (内線282、285) または各支所地域振興課市民生活室

住所異動

学生や単身赴任している人でも、1年以上家族と違う場所で生活する場合は、実際に居住する住所地に住民登録する必要があります。住所を異動しても成人式などは地元で参加できますが、異動手続きをしないと、適切な住民サービスが受けられなくなったり、異動手続の指導を受けたりすることがあります。

住所や世帯主が変わったとき(下表参照)は、市民課または各支所地域振興課市民生活室の窓口で手続きしてください。

■住所異動などの手続きが必要な場合

	必要な届け出	届出期間	届け出に必要なものなど
市外から引っ越しをしたとき	転入届	住み始めてから14日以内	①届出人の印鑑 ②国民健康保険や後期高齢者医療保険、介護保険などの保険証や医療費助成受給者証など
市内で引っ越しをしたとき	転居届	(引っ越し後)	
市外へ引っ越しをするとき	転出届	転出前	③年金手帳 ④転出証明書(転入時) ⑤届出人の本人確認書類(運転免許証など)
世帯の代表者が変わるとき	世帯変更届	変わってから14日以内	⑥個人番号カードまたは通知カード

【転出などで空き家となる場合】

転出などで空き家となる場合は、ご近所の方やご親戚などに連絡先を伝え、空き家に異常があったときには連絡が取れるように努めてください。また、空き家の適正管理をお願いします。

軽自動車・バイク

軽自動車税は、4月1日現在の所有者または使用者に課税されます。廃棄および譲渡した場合は、3月中に廃車または所有者（名義）変更の手続きをお願いします。また、引っ越しなどにより転出される場合も、手続きが必要になります。

■車種による届け出先

車種	届け出先
①原動機付自転車およびミニカー ②小型特殊自動車 ※村上市または旧町村ナンバーのついた車両	税務課 各支所地域振興課
①軽自動車 ②125cc超250cc以下の二輪車	軽自動車検査協会 新潟主管事務所
①250cc超の二輪車 ②普通自動車	北陸信越運輸局 新潟運輸支局

※市役所で手続きの際は、印鑑を持参してください
※市役所以外での手続きは、各届け出先に確認してください

●問い合わせ

税務課収納対策室 ☎53-3361
または各支所地域振興課市民生活室

水道・下水道

水道・下水道は、使用を始めたい日、または使用を中止したい日の5日前までに、次のことを連絡してください。

■転入してくるとき

①住所 ②氏名 ③使用を始める日 ④日中連絡がとれる電話番号 ⑤料金の支払い方法
(なるべく口座振替でお願いします)

■転居・転出するとき

①お客さま番号 ②住所 ③氏名 ④使用を中止する日 ⑤連絡先(引っ越し先の住所) ⑥日中連絡がとれる電話番号

■その他

- ・水道・下水道の閉栓時に、料金の精算が必要になります。精算方法は、閉栓の連絡時に確認します。
- ・メーターが屋内にある場合は、閉開栓の時に立ち会いが必要となります。

●問い合わせ

水道局管理業務室 ☎66-6190
または村上水道事務所、各支所産業建設課建設管理室

国民健康保険

就職や退職などで保険証の切り替えが必要な人は、忘れずに手続きをしてください。

■脱退する手続きが必要な場合

- ・職場の健康保険に入ったとき
- ・職場の健康保険の扶養になったとき

[手続きに必要なもの]

印鑑、国民健康保険被保険者証、職場の健康保険証（未交付のときは加入したことを証明するもの）、個人番号カードまたは通知カードと本人確認書類
※脱退の手続きが遅れると、国保税を納め過ぎてしまう場合があります。また、他の保険に加入している人が、国保の保険証を使って診察を受けると、国保で負担した医療費を返還していただく場合があります

■加入する手続きが必要な場合

- ・職場の健康保険をやめたとき
- ・職場の健康保険の扶養からはずれたとき

[手続きに必要なもの]

印鑑、職場の健康保険をやめた証明書（被扶養者を抹消された証明書）、個人番号カードまたは通知カードと本人確認書類
※加入の手続きが遅れると、国保税をさかのぼって納めていただく場合や、医療費を全額自己負担していただく場合があります

■その他の手続きが必要な場合

- ・市内で住所が変わったとき
- ・世帯主や氏名が変わったとき
- ・保険証を無くしたときや破損したとき

[手続きに必要なもの]

印鑑、保険証、個人番号カードまたは通知カードと本人確認書類

●問い合わせ

保健医療課国保室 ☎53-2111（内線252～254）
または各支所地域振興課地域福祉室

